

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530012

研究課題名（和文）法の支配の遍在としての地球的統治への多次元のアプローチ

研究課題名（英文）A Multidimensional Approach to the Global Governance As a Rule of Law Ubiquitous World

研究代表者

松尾 弘（MATSUO HIROSHI）

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：50229431

研究成果の概要（和文）：

個々の国家に法の支配を浸透させ、法治国家の相互関係を良好にすることにより、世界政府なしに地球的統治を成立させるには、国際機関・外国政府・NGO等の様々な組織によって多元的に行われている法整備支援の情報を蓄積・交換し、多様な活動を有機的に様々な次元で関連づけるシステムを構築する2段階アプローチをとる必要がある。その実現には、国際組織の設立よりも、各国における法の支配の浸透度を測定する指標を開発し、共有する国際的ネットワークの構築が有用である。

研究成果の概要（英文）：

In order to assimilate the rule of law into each country so as to consolidate the foundation of global governance system which consists of good relations between lawful states without establishing the world government, it is necessary to take the two steps approach. The first step is to collect, accumulate and exchange the relevant information concerned with legal assistance projects conducted by various organizations at multilateral levels. The second step is to coordinate and combine the related projects undertaken by different organizations more efficiently and in multidimensional way. For that purpose, it is useful to develop the common index to measure and compare the rule of law status in each country and to manage it by forming the international networks instead of establishing the international organizations.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法整備支援，法の支配，良い統治，地球的統治，開発法学

1. 研究開始当初の背景

(1) 各国における法の支配の浸透を通じて、国際的な平和構築を目指す法整備支援活動

に対しては、これまで多くの人的・物的資源が投資されてきた。それにもかかわらず、現実には各国政府、国際機関、その他多様

な組織がそれぞれの目的や思惑に基づき、しばしば同一の国家で、競合する法分野において、相抵触する内容の法整備支援プロジェクトを実施するなど、プロジェクト間の矛盾、それによって生じる法制度間の規定の矛盾や欠缺などが頻繁に生じている。しかも、そうした状況は容易に改善の兆しを見せていない。

(2) そこで、各国の国益をはじめ、各組織の目的を十分に考慮に入れながら、こうした不合理で非効率な問題状況を改善するための実効的な方法を見出すことが、開発法学の喫緊の課題となっている。

## 2. 研究の目的

(1) 法整備支援プロジェクト間の競合と抵触の問題に対する抜本的な解決方法が見出されない膠着状態の下で、各プロジェクト間の矛盾や衝突を調整し、あるいは予め回避し、真の意味の法整備支援をより効率的に推進するためには、法整備支援活動の全体を鳥瞰し、関連するプロジェクトが適切な役割分担を果たし、相乗効果を生むように調整する必要がある。

(2) その手段として、第1に、多様な組織によって多面的に行われている国際的な法整備支援活動に関する情報の簡易・迅速な交換システムを構築し、関連プロジェクトの交錯状況を各機関が相互に的確に把握する必要がある。第2に、各機関の多様な法整備支援活動を有機的に関連づけ、調整するためには、どのような仕組みが最も効率的で、かつ実現可能性があるかを明らかにする必要がある。

## 3. 研究の方法

(1) 現在、国連開発計画、世界銀行、国際通貨基金、アジア開発銀行等の地域金融機関、各国政府、(国際)NGO等によって行われている法の支配プロジェクトの実際、相互の関係の有無および協力または衝突の状況について、情報収集を行い蓄積する。

(2) 法の支配プロジェクトに関する正確な現状分析に基づき、様々な法の支配プロジェクト相互間に衝突が生じている原因を整理し、成功例も手がかりにして調整方法を考案する。

(3) そして、多様な機関によって様々な地域で多様な方法で行われている法の支配への多角的アプローチが有機的に結合し、法の支配の浸透に最も実効性ある方法を具体的に明らかにする。

## 4. 研究成果

(1) 国際機関による法整備支援プロジェクトの内容について、国連開発計画(UNDP)、

世界銀行(WB)グループ、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行(ADB)、ヨーロッパ復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)、米州開発銀行(IDB)、ヨーロッパ連合(EU)に焦点を当て、対象地域・組織、内容(プロジェクト目標・支援手法・実施体制・人員・予算・期間)、国内社会に与えたインパクト、国外の個人・組織に与えたインパクトについて、分析・比較した。その結果、現段階における暫定的結論としては、( )同じく国際開発機関の中でも、UNDPは民主化に主眼を置き、国際金融機関は市場化に重点を置きつつも、相互のプロジェクト内容には相当範囲において重複領域も存在し、かつ組織立った調整システムは、十分に確立されていない。( )また、同じく国際開発金融機関の中でも、WB・IMF等による世界レベルの法整備支援戦略と、地域レベルの機関との間にも、必ずしも系統立った法整備支援戦略や個別プロジェクトの調整システムは、いまだ十分に構築されていない。プロジェクトによっては、今後相互に重複・矛盾ないし抵触する可能性のあるケースも存在し、調整システムないしルール構築は、今や緊急を要する課題になっている。その結果、国際機関による法整備支援プロジェクトがもちうる潜在的な国際社会秩序の形成機能はまだ十分に発揮されておらず、地域統合レベルの機関をも巻き込んだ、国際的な法整備協力ネットワーク自体のガバナンス・システムの構築が不可避的な問題となっている。また、これに関して、ASEAN諸国、中国・韓国・日本による法整備協力は、現在構想されている東アジア共同体の形成に向けた動向と、まだ意識的に関連づけられておらず、前者が地域的な国際秩序の形成のために戦略的に用いられる可能性に関しては、流動的である。

(2) 政府および民間組織による法整備支援プロジェクトの実例を取り上げ、その内容を検証した。とくに政府開発援助(ODA)による法整備支援の実施機関として、アメリカ国際開発庁(USAID)、ドイツ技術協力公社(GTZ)、イギリス国際開発局(DFID)、日本の国際協力機構(JICA)を、民間組織による法整備支援への関与として、アメリカ・日本・ドイツの弁護士会を取り上げ、各々の主体による法整備支援に関連するプロジェクトないしプログラムにつき、対象地域、プロジェクト等の内容的特色、その評価等につき、分析し、比較するための資料を作成した。

(3) 法整備支援に関与する国際NGOとしての国際法開発機構(IDLO)、ハーグ法国際化機構(HiiL)の活動内容、法整備支援に関するプログラムについて情報を収集し、その特色を

分析するとともに、法整備支援情報の相互交換システムの構築方法について検討した。

(4) 各国における実際の法運用を比較し、それに関する法的情報交換を可能にするためのツールとして、典型的な共通事例を設定し、それに対する現実の解決方法を記載したデータベースを作成するために、民法領域から典型事例を作成し、日本法、ラオス法を適用した場合の解決方法を整理した。

(5) 社会における法浸透のための基本戦略およびそのプロセスに関する情報交換を可能にするために、ネパールに赴き、地方（南部のジャナクプールの地方・高等裁判所）および中央政府（司法省、最高裁判所、国家計画委員会、内務省、地方開発省）を訪問し、ワークショップ等を開いて意見交換を行った。

(6) 様々な主体による法整備支援が被支援国の国内秩序の形成にどのようなインパクトを与えているかについて、国際条約、モデル法等に現れた「国際標準」を国内法に具体化する方向で進められているタイプの法整備支援（カンボディアなど）と、被支援国の歴史、宗教、慣習、国民の法意識、発展段階などを考慮し、既存の制定法および慣習法をベースに、新しいルールとの調和を可能な限り図るべきであるという理解の下で進められるタイプの法整備支援（ベトナム、ネパールなど）が存在する。1990年代から2000年代前半にかけては圧倒的に前者が多かったが、2000年代後半からは後者も現れ、次第に広まる傾向がある。

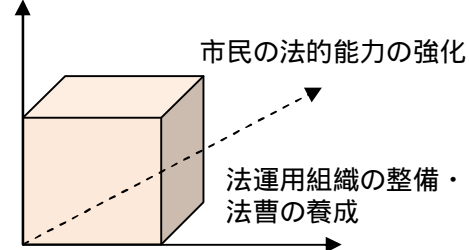
(7) 国内秩序の改善・安定化が国際関係に与える影響について、また反対に、国内秩序の不安定化・崩壊が国際関係に与える影響について、国内法秩序の改善・安定化と対外投資の増大、経済成長との相関関係が見出されるパターン（ラオス、ミャンマーなど）と、国内秩序の不安定化と対外投資の減少、経済成長の停滞との相関関係が見出されるパターン（パキスタン、ネパールなど）が存在する。

(8) 法整備支援が国内レベルの良い統治の構築に寄与しうるためには、国内の慣習、宗教、法意識、その他の既存のルールと新たに導入しようとするルールとの調整、新たに制定・改正されたルールについて、とくに地方のコミュニティ・レベルの紛争解決システムの担当者への普及、新たなルール形成プロセスへの参加によるオーナー意識の醸成がきわめて重要な意味をもつ。

(9) 各国における法の支配の浸透度を客観的に比較できるような指標の開発が進められている。中でも世界正義プロジェクト（World Justice Project）による法の支配指標（The Rule of Law Index）は、2011年版では66か国をカバーしており、注目される。しか

し、さらに具体的指標を加えることにより、それを詳細化・実質化することが可能であると思われる。その試みとして、インドシナ諸国（ベトナム、ラオス、カンボディア）における司法アクセス関連指標（2011年版）の作成を試みた。将来的には、実定法の体系的整備の度合い、法制度を運用する組織の整備とそれを運営する法曹の養成の度合い、法の名宛人であり、法主体である市民の法的能力の進展の度合いの3次元からなる司法アクセス指標の開発へと展開する必要がある（図1参照）。これを各国が毎年蓄積し、交換することにより、法の支配の浸透度を自己診断し、問題点を発見し、改善策を練り、実施することを繰り返すことにより、法の支配コピキタス世界へと近づくことが期待される。

図1 法の支配指標の詳細化・実質化としての司法アクセス指標の構成要素



## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

松尾弘、開発プロセスにおける司法アクセスの改善への統合的アプローチ——法の支配および良い統治との関連に焦点を当てて——、慶應法学、査読無、23号、2012、掲載予定

松尾弘、法整備支援から PACL へ——PACL という試み(2)、NBL、査読有、974号、2012、pp. 83-91

松尾弘、法的発展と法の完全性——法と発展の諸領域の関わり方——、国際開発研究、査読有、20巻2号、2011、pp. 93-105

松尾弘、シビル・ローとコモン・ローの混交から融合へ——法改革のためのグローバル・モデルは成立可能か——(2)、慶應法学、査読無、20号、2011、pp. 145-185

松尾弘、シビル・ローとコモン・ローの混交から融合へ——法改革のためのグローバル・モデルは成立可能か——(1)、慶應法学、査読無、19号、2010、pp. 179-213

松尾弘、国際貢献と法、法学セミナー、査読有、665号、2010、pp. 37

松尾弘、良い統治および法の支配と法整

備支援戦略, ICD NEWS, 査読無, 39号,  
2009, pp. 47-58

〔学会発表〕(計3件)

Hiroshi Matsuo, Access to Justice in  
Indochinese Countries, Conference on  
Legal Origins and Access to Justice in  
Developing and Transforming Countries,  
2012年2月17日, カトリック・ルーヴァン  
大学, ベルギー

Hiroshi Matsuo, Basic Elements of  
Working Legal System as the Infrastruc  
ture for State Building, Workshop on Le  
gal and Judicial Reform Agenda  
for Development Strategy in Nepal, 201  
1年2月25日, カトマンズ, ネパール

Hiroshi Matsuo, Legal Foundations f  
or Economic Growth and Development,  
A Follow-up Dialogue on Nepal State B  
uilding, 2011年1月25日, カトマンズ, ネパ  
ール

〔図書〕(計2件)

松尾弘, 大成出版社, 財産権の保障と損  
失補償の法理, 2011, 230

松尾弘, 日本評論社, 良い統治と法の支  
配 開発法学の挑戦, 2009, 323

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等  
<http://www15.plala.or.jp/Matsuo/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松尾 弘 (MATSUO HIROSHI)

慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号: 50229431

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号:

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号: